

第 2 号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 39 年 亀岡市条例第 48 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 5 月 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 39 年 亀岡市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 6 月に支給する期末手当の特例）

- 1 2 令和 2 年 6 月に支給する市長等の期末手当については、第 8 条の規定により算定した額に市長は 10 分の 5、副市長は 10 分の 3 及び教育長は 10 分の 2 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 市長等に令和2年6月に支給する期末手当の額を、次のとおり改正すること。

	現行支給額	改正後の支給額	減給内容
市長	2,041,215円	1,020,607円 (△1,020,608円)	現行支給額から10分の5を乗じて得た額を減じた額
副市長	1,630,900円	1,141,630円 (△489,270円)	現行支給額から10分の3を乗じて得た額を減じた額
教育長	1,438,176円	1,150,540円 (△287,636円)	現行支給額から10分の2を乗じて得た額を減じた額

- 2 この条例は、公布の日から施行すること。